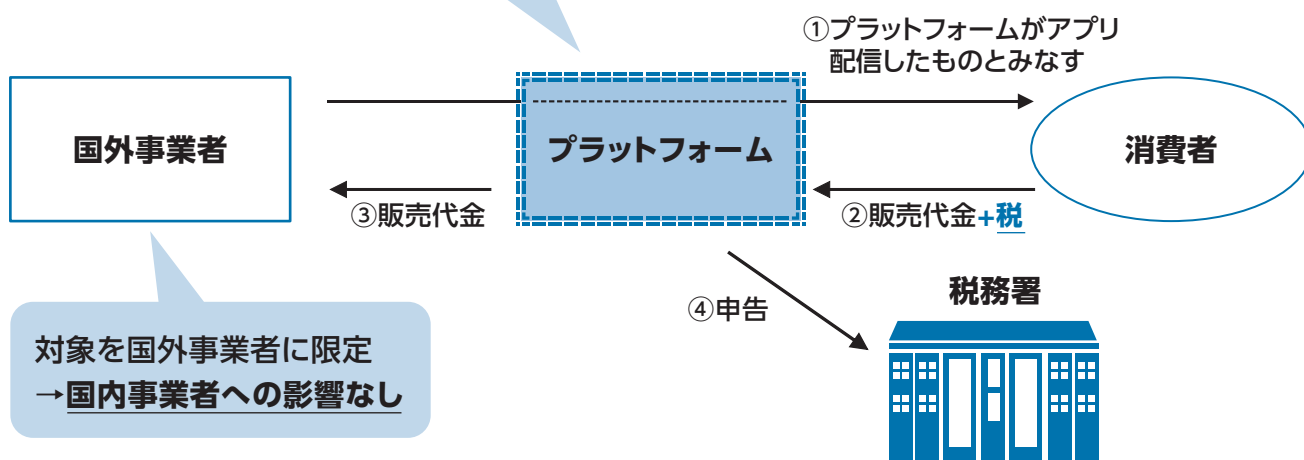


4 消費課税

プラットフォーム課税の導入(案)

■内外のイコールフットイングや課税の公平性を確保する観点から、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高50億円超のプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度を導入します。

対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のPF(プラットフォーム)に限定
→本基準により、国外事業者が行うデジタルサービスの大宗が対象になると見込まれる
とともに、高い税務コンプライアンスにより、適正な課税の確保が見込まれる



対象を国外事業者に限定
→国内事業者への影響なし

(参考) 諸外国におけるPF課税の導入状況(2023年1月時点)

PF課税 導入の有無が確認できた85か国中

- 導入済み(全事業者対象) …63か国(74%)
- 導入済み(国外事業者のみ対象) …19か国(22%)
- 未導入 … 3か国(4%)



※各プラットフォームの公表情報により確認(白抜きのは未確認)